〈共同研究〉

大同房基弁の研究
―「無種姓」とその「改転」に関する問題―

博士課程　高岡　善彦

この小論は基弁の『大乗五種姓玄論』（以下『五種姓玄論』）における成仏論を取りあげる。基弁（一七一八～一七九一）は江戸中期の唯識学者で、伝統教学とはいくぶん異なる教理を展開している。ここで論じる「無種姓」とその改転」は、彼の特徴ある思想のひとつであろう。第一章では種姓の改転に関する基弁の主張を概観し、伝統教学とどのような相違点があるかを明らかにする。第二章では種姓の改転に関する唯識の思想史をたどり、基弁の思想がどのような位置をしめるかを検討する。結論を先取りすると、『成唯識論』などに説かれる伝統的な唯識教学とはかなり異なっているが、インド初期の唯識論書のなかには、基弁教学に近い思想を認めることができる。

第一章　無種姓に関する基弁教学

唯識教学は五姓各別を説き、菩提を証することのない無性有情の存在を肯定する。伝統教学によると、無漏種子を持つ者は修行を継続することにより、法界等流の閑熏習によって、無漏種子が発動・増殖してついには菩提を証すると教える。ところが無性有情にはこの無漏種子が欠けているので、永遠に菩提を証することができないと説かれる。

ここで検討する基弁の成仏論では、無性有情と同義の「無種姓」の存在を肯定する。この点で基弁は伝統教学をはずれてはいない。しかし、基弁は無種姓が「有種姓」に改転する可能性を認める点で伝統教学と異なっている。この思想は冒頭の頌にすでに明瞭にあらわれている。

由レテ仮ニ説ニク種姓ノ一アリト　有ニリ五種ノ相転ノ一ズルコト　（「日本大蔵経」第九八巻・一九七七年・講談社・二八九下）

『五種姓玄論』にみられる基弁の主張を考察してみよう。基弁は無種姓のものが菩提を証することのない理由を次のように述べる。

謂ク無種姓ノ相ハ我愛執蔵シ遍ニズルガ一切種一ニ故ニ。随縛相続シテ不レ能レヲ堪ニ忍スルコト一切種ノ自相現起一スルヲ。於ニテ任運現ノ相一ニ不レ能レヲ摂ニ録スルコト其ノ心一ヲ。何ゾ況ンヤ微細ニ徧摂スルヤ。由

レテ是ニ諸ノ聖教ニ説下ク若シ無種姓ノ補特伽羅ハ雖レモ有ニリト一切ノ一切種一當レシ知ル決定シテ不上レト証ニセ菩提一ヲ。此レハ是レ名ニク不住種姓ノ相一ト。不レルヲ住ニセ種姓一ニ乃チ名レク住ニスト無種姓一ニ。（二九七頁上）

無種姓の有情においては、我・愛等の煩悩が有漏・無漏の種子に行きわたり、阿頼耶識から離れずに相続している。このために、無漏種子の自相も煩悩を破って現起することはできない。たまたま無漏相が現行しても種子を微細に熏習することはない。このような有情のあり方に関して、諸々の㊀聖教は、無種姓の有情も実は無漏種子を含むあらゆる種子を持っているが、究極的に菩提を証することはない、と説いている。これを不住種姓の相とも名づける。菩提という種姓に住することがないので、無種姓に住すると名づけるのである。

それでは無種姓といわれる有情が、なんらかの理由で転じて、菩提を証しうる有種姓となることがあるのか、という問いを基弁は発する。無種姓の有情を済度する論理的な可能性を探そうとするのである。

復タ次ニ如レキ是ノ無種姓転ジテ成ニルヤ有種姓一ト耶。（二九七頁下）

これを阿頼耶識の種子と現起の二面から述べ、『瑜伽論』を引きながら次のように説く。

無種姓ノ相ハ雖レモ説ニクト六ノ異一ヲ。皆ナ是レ頼耶ノ愛執ガ遍ニシテ一切種一ニ所レノ現レル相ナリ。故ニ初ニ住ニシ無種姓一ニ已テ後復タ住ニスルコトハ有種姓一ニ。説レク不レト應ニワ道理一ニ。此ハ亦タ約ニシテ現起ノ相一ニ説ク。至ニリテ現起ノ相一ニ前後無改転ナルコト理ハ不ニ傾動一セ。（二九九上）

無種姓の相について、『瑜伽論』声聞地・巻二（大正三〇・三九八上～中）は六種の例をあげて、無種姓に住しているものが、後に有種姓に住することはありえないと説いている。これらの六種の例では阿頼耶識の我愛・我執の煩悩が、一切種子に遍満していることによって、雑染の現起相があらわれている。『瑜伽論』があげる雑染の現起相においては、無種姓が有種姓に改転することは論理的にありえない、と論じて基弁は『瑜伽論』のこの部分の叙述を肯定する。しかしこのような現起相ではなく、種子の相においての改転はあり得ないのかと問う。

若シ爾ラバ於ニ種子一ニ為レシヤ有ニリト前後改転一スルコト。謂ク應レシ言ニウ或ハ転ジ或ハ不一レト転ゼ。（二九九頁上）

その結果種子の相において考えると、種姓はあるいは改転することもあり、あるいは改転しないこともある、と基弁は考える。種子の相において無種姓を救う可能性が残されていると基弁はみるのである。改転する場合については次のように述べる。

無漏種亦タ成ニル有漏心一ト。善種亦タ成ニル染汚一ト。故ニ菩薩地ニ説下ク無種ハ雖レモ有ニリト一切ノ一切種一。決定シテ不上レト証ニセ菩提一ヲ。當レシ知ル由ニテ随縛力一ニ一切種ノ菩提種子ハ。自ラ爲ニルコトヲ不成一ト。由レレバ此ニ則チ応レシ言下ウ於ニテ種子一ニ有中ルト転ノ義上。（二九九頁下）

種子の相では、「無漏種子」が「有漏心」となることがあり、清浄の善の種子が染汚となることがある。その根拠として基弁は『瑜伽論』菩薩地・巻三五（大正三〇・四八〇中）を引用する。『瑜伽論』では無種姓といわれる有情が無漏種子を保有していても、縁が熟さないときには有漏の随縛力によって無漏種子が成就しないことがある、と説いている。これを解して基弁は「無漏種子」が「有漏種子」に転換することであるとみなし、「無漏」種子が「有漏」種子に転換することが、『瑜伽論』で許されていると考える。これを逆にとらえて論じると、次の議論が成立する可能性があるのではないかと基弁はいう。

以ニテ此ノ義一ヲ翻覆シテ知リヌ。雖ニモ頼耶愛ノ執相随縛シテ不一レト可ニカラ傾抜一ス。由ニテ能観ノ意一ニ。有漏ノ善根ヲ聞思熏習シテ。若シ一念ニ多念ニ摂ニ録シ其ノ心一ヲ少シ成ニズレバ勝解一ヲ。其ノ力必定シテ増ニス本有ノ種一ヲ。次第ニ相続スレバ可レシ言ニウ一切ノ一切種各々歴然トシテ染汚亦タ成ニルト清浄一ト。（二九九頁下）

阿頼耶識の我愛・我執相は抜き取ることは困難であるが、仔細に事理を観察しようと言う意識（能観意）によって、有漏の善根を聞熏習・思熏習し、善心をみずからの意識に写しとり、勝義を理解すると、無漏種子が増されるだけでなく、有漏種子を含む一切種子が染汚から清浄に転換する②。このような論理を経て、基弁は無種姓が有種姓に改転する可能性

をみいだそうとするのである。ここで有漏種子を含む一切の種子が清浄・無漏に転じると説くところが、伝統的な唯識教学と異なる基弁の特徴ある主張である。後にみるように、『摂大乗論』では清浄心が閏熏習から生じると説くが、有漏種子が無漏種子になるとは説かない。基弁は次のようにもいう。

或ハ可レシ言下ウ於ニテ種子一ニ有中ルト転ジル義上。如レク是ノ転・不転ノ義ハ由ニテ世俗一ニ説キ。非ニズ眞勝義一ニ。至ニテハ眞勝義一ニ転ト與ニ不転一同一時処ニシテ非即非離・心言倶絶ナリ。（二九九頁下）

種子の段階で種姓が改転する義があるというこの教説は、世俗諦の立場から説くものであり、真勝義の立場から説くのではない。真勝義は言説を絶した世界であるから、転とか不転とかの区別はなく、時間においても場所においても無変異・常恒であり、非即非離・心言倶絶というべきものである、という。しかし、いまは「種子」や「五姓」という世俗諦を論じているのであり、ここに勝義諦を持ちだす必要性は特に認められない。

基弁の種姓改転の思想をまとめると、次のようになろう。

① 有情の種姓には有種姓（菩提を証することのできるもの）と無種姓（菩提を証することのできないもの）があるが、いずれの種姓も有漏と無漏の種子を先天的に持っている。

② 阿頼耶識には雑染が遍満しているので、通常は無漏法が現行することはない。

③ しかし、能観意によって阿頼耶識が有漏の善根を閏熏習することにより、本有の無漏種子が増殖される。そのとき同時に、有漏種子を含む一切種子が染汚から清浄に改転する。つまり、種子の段階で有情の種姓が改転しうる。

④ この種姓の転・不転は世俗の立場から説くのであり、勝義の立場では転もなければ不転もない。非即非離である。

基弁は五姓各別を基本的に認め無種姓の存在を容認する。その上で無種姓を済度する論理を組み立てようと努めているのである。

第二章　「種姓改転」思想の系譜

このような基弁の思想を踏まえながら、「種姓改転」に関する唯識教学の歴史を振り返り、基弁の思

想をどのように位置付けるべきかを検討していきたい。まず、中国・日本で正統とされる『成唯識論』の検討から始める。

［伝統教学における無性有情の論理］

『成唯識論』における無漏種子の教義は後に再び述べるが、まず無性有情の論理構成を先取りして考えておきたい。

『成論』巻二は無漏種子の唯本有・唯新熏・新旧合生説を説き、第三の新旧合生説を正義とする。そのなかで本有の無漏種子を無漏法の起動のために必須のものと説く。

又タ諸ノ聖教ニ説下ケリ有ル種子ハ由ニテ熏習一スルニ生上ズト。皆ナ違ニスガ彼ノ義一ニ故ニ唯ダ本有ノミトヲバ理ト教トニ相違ス。若シ唯ダ始起ノミトヲヲバ。有爲ノ無漏ハ無ニキガ因縁一故ニ應レシ不レル得レ生ズルコトヲ。（大正三一・八下）

『摂大乗論』などの聖教には、無漏種子は熏習によって生じると説いている。したがって、種子は本有のものしかないと説くと、理と教に反することになる。しかし、逆に新熏（始起）のみで本有無漏種子の存在を否定すると、無漏法の最初の起動を説明できなくなる。無漏種子が原因もなく忽念として生ずることは許されない。有為が無為に転ずることは伝統教義では許されていないからである。無漏種子の法爾・本有の存在は、無漏法の起動を説明するために欠くことのできないものなのである。

次に無性有情について『成論』巻二は次のように説く。

謂ク若シ全テニ無ニキ無漏ノ種一者ノ彼ノ二障ノ種ヲ永ニ不レルヲ可レカラ害ス即チ立レテテ彼ヲ爲ニス非涅槃法一ト。（中略）故ニ由ニテ無漏種子ノ有無一ニ障ニ有ニリ可断・不可断ノ義一。（大正三一・九上）

唯識における開悟は阿頼耶識に依附する本有の無漏種子が、通達位の聞熏習によって発動することによる。この無漏種子によって煩悩障・所知障の二障が断じられ開悟が成就する。しかし、無漏種子を先天的に全く保持しない種姓が存在する。この種姓は二障を永遠に断じることがないので、涅槃を証することは未来際にわたってありえない。この種姓を『成論』は「非涅槃法」の種姓（無性有情のこと）と名づけている。

『成論』はこのように無漏種子を先天的に持たない種姓を、涅槃を証することのない無性有情と説いている。また、有漏種子が無漏種子に改転することは認めないので、無種姓が有種姓に改転することはありえない。

基弁の思想は二点において、伝統的な唯識教学と明確な隔たりがある。第一に、基弁はすべての有情が有漏・無漏の種子を持つとする。第二に、基弁は有漏種子が無漏種子に転じることがあるとして、種子と種姓の改転を認める。

有情の種姓は改転しないという教義は、伝統教学の立場では自明のこととされている。その教証は『成論』以前の経論ではどこに見いだすことができるのだろうか。この「種姓改転の有無」に関する教証を思想史的に検証していきたい。考察のポイントは二点である。一つは無漏法が生まれる原因をどこに求めるか、もうひとつはその教義において無種姓を済度する道は論理的に残されているかどうかである。

「五種姓に関する各種経論の考え方」

インド・中国の唯識経論のいくつかを検討した。対象とした経論は次の通りである。（成立年代は諸説あり確実ではないが、一応の目安を示した。翻訳者は複数にわたるものが多いが、小論で用いた訳者をあげた。）

B『解深密経』四世紀初めの成立　玄奘訳
A『瑜伽師地論』四世紀中頃までの成立　玄奘訳
B『大乗荘厳経論』四～五世紀頃の成立　波羅頗密多羅訳
A『摂大乗論』四～五世紀頃の成立　玄奘訳
A『入楞伽経』五世紀頃の成立　菩提流支訳
B『仏地経論』六世紀頃の成立　玄奘訳
B『成唯識論』六五九年　玄奘合糅
B『成唯識論述記』七世紀後半の成立　慈恩大師撰

上記のうちB印を付したものは、明確に種姓の改転を否定する。A印を付したものは、明確な問題意識を提示していないか、読み方によっては種姓の改転を示唆する、とみることが可能なものである。以下では叙述の便宜上A印を付した経論から考察をはじめ、その後にB印の経論を検討する。

『瑜伽師地論』の検討

『瑜伽論』では五姓が説かれる。ただし、声聞・独覚・菩薩・無種姓は巻三十七・本地分という初期撰述の部分において説かれ、不定種性は比較的後期

に撰述された、巻八十・摂決択分において説かれている。

巻五十二・摂決択分では、般涅槃法の種姓（仏果を得ることのできる衆生）と、不般涅槃法の種姓（仏果を得ることのない衆生）について、次のように述べる。

諸ノ出世間ノ法ハ従ニリ真如所縁縁ノ種子一生ズ。非ニズ彼ノ習氣積集ノ種子ノ所生一ニハ。（大正三十・五八九上）

諸々の出世間の法・無漏法は真如所縁縁種子（法界に遍満する真如を所縁縁として熏習される種子）から生じるのであって、習気を積集した麁重の有漏種子から生じるのではない。そして、真如所縁縁種子をもちながら、般涅槃できない者があるのはどういうわけか、すなわち、真如は法界に遍満するものであるから、すべての有情が真如所縁縁種子をもつことができるのではないのか、という問いに対しては次のように答える。

由ニルガ有障無障ノ差別一ニ故ナリ。若シ於下テ通ニ達スル真如所縁縁一ニ中上ニ。有ニル畢竟障ノ種子一者ヲ。建立シテ為ニス不般涅槃法ノ種性補特伽羅一ト。（大正三十・五八九上）

その理由は有障・無障の差別があるからである。仮に真如所縁縁に通達しているものであっても、煩悩障・所知障のなか、究極的に除去できない畢竟障の種子を持つものを、不般涅槃法の補特伽羅であり、悟りを得ることのできない有情であると名づける。

『瑜伽論』では『成論』とは異なって、無種姓とされる衆生も真如所縁縁種子を保持し得ることを認める。同時に畢竟障の存在をも説く。しかし、障礙は究極的には除去できると考えられるので、いつの時になるかはわからないが、修行を積み煩悩障・所知障を取り除くことによって、般涅槃法の種姓に転換しうる。少なくとも論理的には、無種姓の有情が無種姓に改転する可能性は残されている、と考えていいのではないだろうか。

『瑜伽論』のこの部分は古来、一乗家・三乗家の論争の場となり、いろいろに会通されている。『成唯識論』も次のように会通している。

依レテ障ニ建ニ立スルコトハ種姓ノ別一ナルコトヲ者。意ロハ顕ニサントナリ無漏ノ種子ノ有・無一ナルコトヲ。（大正三一・九上）

障礙によって種姓の各別を論じる『瑜伽論』の意図は、実は無漏種子の有無を論じようとしているのである、と『成論』は会通する。

『摂大乗論』の検討

『摂論』所知依分第二においては、聞熏習という思想が教示され、すべての有情が清浄菩提を得ることが明かされている。

> 又タ出世心ハ。昔ヨリ未ニルガ曾テ習一セ故ニ。彼ノ熏習ハ決定シテ應レシ無ナル。既ニシテ無ニクンバ熏習一従ニリ何レノ種一生ズルヤ。是ノ故ニ應レシ答フ。従ニリ最モ清淨ナル法界ヨリ等流セル正聞熏習ノ種子一所レラル生ゼ。（大正三一・一三六中～下）

清浄心や出世心は未だかって経験されたことのない未知のものであるので、それらの熏習は実際はわれわれには存在しない。とすれば、菩提を証する種子はいかにして起こるのかといえば、それはもっとも清浄な法界から流出する正しい聞熏習の種子より生じるのである。

経典などの正法を聞き、それによって聞熏習され、それが種子となって、ついに正見にいたる。ここには本有の無漏種子は想定されていない。聞熏習があればすべての有情が、涅槃の種子を得る可能性のあることが想定されている。

聞熏習は異熟識の中に寄在するといわれ、また異熟識と和合俱転するといわれる。それは乳と水のようなものであり、雑染の阿頼耶識を退治する清浄の種子なのである。

> 又タ此ノ正聞熏習ノ種子ノ下中上品ナルハ。應レシ知ル亦タ是レ法身ノ種子ナリ。與ニ阿頼耶識一相違シ、非ニズ阿頼耶識ノ所攝一ニ。是レ出世間ナル最淨法界ヨリ等流セル性ノ故ニ。雖ニモ是レ世間一ナルト而モ是レ出世心ノ種子ノ性ナリ。（大正三一・一三六下）

この正聞熏習の種子は、下品なるも中品なるも上品なるもいずれも法身（清浄身）の種子である。雑染の阿頼耶識とは相違しているので、阿頼耶識の所摂ではない。出世間のもっとも清浄な法界から等流したものであるから、たとえ有為の世間にあっても、世間を越えた出世心の種子なのである。

この聞熏習の種子は、聞・思・修の三慧によって次第に増大し、漸次に雑染分を滅して所依を転じる。

『摂論』において無漏の清浄は、聞熏習から生じるものであり、生来のもの・本有のものとは考えられていない。

『成論』は『摂論』のこの叙述を取りあげて、次のように会通する。

> 然ルニ無漏種ハ微隠ニシテ難レシ知リ。故ニ約ニシテ彼ノ障一ニ顕ニス性ノ差別一ヲ。（大正三一・九上）

無漏種子は微隠で覚知しがたいので、『摂論』は方便を用いて「障」の立場から述べたのであり、無漏種子の存在を否定しているのではない、と護法教学の立場を明確にしている。

『入楞伽経』の検討

『入楞伽経』集一切佛法品第三では一闡提が説かれるが、無性有情はまだ教義として、充分に成熟しているとはいえない。

> 大慧ヨ。何者カ無性乗ナル。謂ハク一闡提ナリ。大慧ヨ。一闡提ニハ者、無ニシ涅槃ノ性一。何ヲ以テノ故ニ。於ニテ解脱ノ中一ニ不レ生ニセ信心一ヲ不レ入ニヲ涅槃一ニ。大慧ヨ。一闡提ニハ者有ニリ二種一。何等ヲカ為レス二ト。一者ハ焚ニ焼シ一切ノ善根一ヲ。二者ハ憐ニ愍シテ一切衆生一ヲ。作下ス盡ニサントノ一切衆生界一ヲ願上ヲ。（大正十六・五二七中）

ここの意味は次のようであろう。無性乗とはどのような者かといえば、それは一闡提④である。一闡提は仮に解脱しても信心を生ずることがなく、涅槃に入ることはない。一闡提には二種ある。一には一切の善根を焚焼したもの、二には一切衆生を憐愍して、全ての衆生を救うという願をなすものである。

『入楞伽経』では無種性を一闡提の概念で説明する。この一闡提には二種類あって、断善と大悲との二つである。この二つの闡提は自分の意志で涅槃を避けているのであり、先天的に涅槃できない「畢竟無性」種姓の概念は示されていない。

慈恩大師はこの不分明さをきらい、後に『成唯識論枢要』第一巻に次のように述べて、『入楞伽経』の教義を会通している。

> 楞伽ハ爲レニ顕ニサンガ大悲菩薩ハ是レ第五ノ性一ナルヲ。五種ノ種姓皆ナ談レズルガ有リト故ニ。遂ニ隠ニシテ五ノ中ノ無性一ヲ不レ論セ。（大正四三・六一一上～中）

慈恩大師は、一闡提には断善・大悲・畢竟無性の三種の一闡提があることを明らかにし、『入楞伽経』では聞き手である衆生の機根が熟していないために、畢竟無性有情を隠して表には論じない、と会通している。このことは同時に、楞伽経においては、「畢竟無性」一闡提の思想が充分には熟していなかったことを示している。

ここまで検討したインドの唯識経論においては、無性有情という概念は未だ明確に確立しているとはいえない。『楞伽経』では「断善」と「大悲」の一闡提は説くが、「畢竟無性」の一闡提の概念は明確に説かれていない。『瑜伽論』ではすべての有情が「真如所縁縁種子」を持ちうるとされ、『摂論』では法界等流の聞熏習により、すべての有情が清浄分を得ることが可能であると解される。特に種姓の改転が明示されているわけではないが、内容的には種姓改転の可能性を示唆していると読むことができる。ただ基弁のごとく有漏種子が無漏種子に改転可能とする経論はみあたらない。

次に、これとは反対に無性有情の存在をはっきりと主張する論書を検討したい。

『解深密経』の検討

『解深密経』一切法相品第四は声聞・独覚・菩薩・不定種姓を細かく説いた後に、正法を誹謗するものを並べて次のようにいう。

> 復タ爲ニ如レキ是ノ業障一ノ所レル障ヱ。（中略）乃至レルマデ齊ニルニ於百千倶胝那庾多劫一ヲ無レシ有ニルコト出期一。（大正一六・六九六上）

これらの正法を誹謗するものは業障のために成道を遮られていて、未来際を極めて成仏の可能性はない。この種姓が基弁のいう無種姓に該当するのであろう。

無種姓は出期なしとされているので、『解深密経』においては無種姓を済度する道は残されていない。その原因は業障によるとされ、無漏種子の全無を説く『成論』とは論理構成が異なっている。

『大乗荘厳経論』の検討

『大乗荘厳経論』種性品第四は無般涅槃法の有情につき次のように述べ、無種姓のものが有種姓に改転することを否定している。

次ニ分ニ別セン無性位一ノモノヲ。偈ニ曰ク一向ニ行ニズルモノ悪行一ヲ普ネク断ニズルモノ諸ノ白法一ヲ無レキモノ有ニルコト解脱分一善ノ少ナキモノ亦タ無因ノモノナリ釋シテ曰ク。無般涅槃法ノ者。是レ無性位ノモノナリ。此レニ略シテ有ニリ二種一。一ニハ者 時邊般涅槃法。二ニハ者 畢竟無涅槃法ナリ。時邊般涅槃法ノ者ニ有ニリ四種ノ人一。一ニハ者 一向ニ行ニズルモノ悪行一ヲ。二ニハ者 普ネク断ニズルモノ諸ノ善法一ヲ。三ニハ者 無ニキモノ解脱分ノ善根一。四ニハ者 善根ノ不ニルモノナリ具足一セ。畢竟無涅槃法ノ者ハ無因ナルガ故ニ。彼ニ無ニシ般涅槃スベキ性一。此ハ謂下ウナリ但タ求ニメテ生死一ヲ不レル樂ニワ涅槃一ヲ人上ヲ。已ニ説ニケリ無性一ヲ。（大正三一・五九五中～下）

世親の註釈によると、偈文の意味は次のようになろう。「ひたすら悪行を行うものと、普段に諸々の善法を捨断するものと、解脱分の無いものと、善根の少ないものを時辺般涅槃法（一時的に般涅槃できないもの）という。また、決して般涅槃できない無因のもの（畢竟無涅槃法のもの）がある。」

『荘厳論』には時辺般涅槃法の者と、畢竟無涅槃法の者が説かれている。時辺般涅槃法の者は、涅槃を妨げるいくつかの行為のために一時的に涅槃できずにいるが、その原因を取り除けば般涅槃の可能性がある。しかし、畢竟無涅槃法の者には般涅槃する原因がもともとないために、涅槃を願うことのない無性であるという。『荘厳論』には改転することができない種姓（畢竟無涅槃法のもの）のあることが明示されている。しかしその原因が無漏種子の欠如のためなのか、あるいはその他の理由によるのかは論究されていない。

『仏地経論』の検討

『仏地経論』巻第二においても、種姓の改転はないことが明示されている。

第五種性ハ無レキガ有ニルコト出世功徳ノ因一故ニ。畢竟シテ無レシ有レルコト得ニルヲ滅度ノ期一ヲ。（大正二六・二九八上）

第五の種性は出世功徳の因（菩提を得る因子）を欠いているので、決して解脱の時を得ることはない、という。『仏地経論』は玄奘（六〇〇～六六四）の訳であり、著者は護法（六世紀中葉）の門人といわれる親光（六世紀～七世紀）である。この論書では五種姓

が説かれている。そして、前の四種姓はいつの時か仏果を得るときがくるが、第五種姓は出世功徳因を欠いているので、永遠に仏果を得ることはないとされている。如来は彼をして善を修し、善趣を得さしめるが、功徳がつきると再び悪趣におもむく。彼はこのようにして六道を展転して、未来際を窮めて仏果を得ることはない。ここで無種姓の存在が明確に説かれているが、その原因は「出世功徳の因」がないというにとどまる。これは無漏種子の欠如を意図しているのであろう。

［インド唯識経論における種姓改転思想のまとめ］

十大論師といわれる人たちがあらわれる以前の、初期インド唯識において、教学は発展途上にあり、種姓改転の理論はいまだ確定的ではなかった。『入楞伽経』では無種姓の概念自体が明確に説かれているわけではない。『瑜伽論』や『摂論』はあらゆる種姓に般涅槃の可能性があることを含意する、と読むことができる。この曖昧さを避けるために、後に『成論』や『述記』はこれらの経論を会通している。

一方、『荘厳論』や『仏地経論』では、無種姓は永遠に涅槃を得ることはないと明言されている。インド唯識は多様な思想を包容しつつ、教義は大河のごとく滔々と流れていた。

しかし、玄奘三蔵によって十大論師の唯識が中国にもたらされ、慈恩大師によって教学が確立された段階では、種姓改転の思想もその成熟度を高め、揺るぎのない教学へと発展してゆく。

［『成唯識論』における教義の展開］

『成論』巻二は、無種姓の議論を、護月（生没年不詳）の唯本有説、難陀（六世紀頃）の唯新熏説、護法の合生説として、次のように展開する。

① 護月の唯本有説

まず、無漏種子は先天的に本有であると説く護月の説が説かれる。

> 一切種子ハ皆ナ本ヨリ性有リ。不ニ従レリテ熏スルニ生一スルモノニハアラ。由ニテ熏習スル力一ニ但ダ可ニシ増長一ス。（大正三一・八上）

護月の唯本有説によると、有漏・無漏の種子は法爾に本有であり、熏習から生じるものではない。『成論』ではこれの教証として、『無尽意経』や『大乗阿毘達磨経』などの経論をあげている（大正三一・八上）。

熏習する力によっては、種子の力が増長されるのみであり、無漏種子も本有であり法爾に具足しているものである。また『成論』では、護月の本有説に関して種姓の差別を説いている。

諸ノ有情ハ既ニ説ク本ヨリ有リト五種性ノ別ト。（大正三一・八上）

有情の機根には本来的に五種の差別があるとされ、無種姓のものが有種姓に改転することは考えられていない。

② 難陀・勝軍の唯新熏説

次に、護月の説とは反対に、無漏種子は後天的に熏習されて生ずるとする難陀・勝軍の唯新熏説が説かれる。

有義ハ種子ハ皆ナ熏ズルガ故ニ生ズ。（大正三一・八中）

ここでも『成論』は『多界経』『摂論』『瑜伽論』などを教証としてあげる。そのなかで、特に『摂論』に関説して、次の所説をあげている。

無漏ノ種ノ生ズルモ亦タ由ルト熏習ニ。説ケルガ聞熏習ハ聞テ浄法界ヨリ等流セル正法ヲ而モ熏シテ起ルト故ニ。是レ出世心ノ種子性ナリトイウガ故ニ。（大正三一・八中）

無漏の種子が生まれるのもまた熏習による。聞熏習とは、真如浄法界より等流する正法を聞き、熏習することによって起こる。唯新熏説においては、聞熏習の種子が無漏出世心の因縁種子性である。また、次のように述べる。

故ニ知ヌ。本ヨリ来ノカタ種姓差別ナリトイウコト。依レテ障ニ建立ス。非ニズ無漏種ニヨッテニハ。（大正三一・八中）

種姓の差別は、煩悩障・所知障の二障によって立てられるものであり、無漏種子によるのではない。ここでは二障有るものも修行によって二障を除去することによって、解脱を得ることが可能と考えられる。真如浄法界より等流する正法を聞いて熏習することにより、種子は最勝妙なるものとなり、見道に入ってこの殊勝の有漏姓はついに無漏姓に転じる。無漏種子も本有ではなく、熏じられて生ずるものと

されている。

しかし『成論』のなかでは、唯本有説も唯新熏説も共に、護法正義の展開のなかで破斥されることになる。

③ 護法の新旧合生説

正義とされる護法の合生説について、『成論』は「有る義は種子に各二の類有り」（大正三一・八中）といい、本有・新熏を合わせた説を正義とする。そして、唯本有説と唯新熏説を個別に取りあげて、これらを克明に破斥する。

その論理構成は、まずその思想の内容を立論し（これを立宗という）、それを支持する教証を列記する（これを引証という）。そしてその不合理な問題点をあげて、教義の正当性を否定する（これを破斥という）。本有説については、次の問題点の指摘から破斥がはじまる。

若シ唯ダ本有ノミトイハバ轉識ハ不レ應下ラ與ニ二阿賴耶一ノ爲中ル因緣性上ト。（大正三一・八下）

そして『大乗阿毘達磨経』等に説かれる「七転第八互為因果」の思想や、『摂論』等に説かれる「三法展転因果同時」の思想などを述べながら破斥し、「故に唯だ本有のみなりということ理と教とに相違す」（大正三一・八下）と結論する。

唯新熏説についても立宗・引証のあと、次の問題点の指摘から破斥がはじまる。

若シ唯ダ始起ノミトイハバ有爲ノ無漏ハ無ニキガ因緣一故ニ應レシ不レル得レ生ズルコトヲ。（大正三一・八下）

そして、分別論者などの所説を破して、「故に唯だ始起のみなりということ理と教とに相違す」（大正三一・九中）と結ぶ。

『成論』は護法正義について次のように述べる。

由レテ此ニ應レシ信ズ。有下リ諸ノ有情ハ無始ノ時ヨリ來カタ有ニリ無漏ノ種一不レシテ由ニラ熏習一スルニ法爾ニ成就上スルコト。後ノ勝進ノ位ニシテ熏ジテ令ニム增長一セ。無漏法ノ起ルコトハ以レテ此ヲ爲レス因ト。無漏ノ起ル時ニ復タ熏ニ成ス種一ヲ。（大正三一・九上）

有情には無始の時から、本有の無漏種子があり、熏習によることなく、法爾に保持されている。修行が進んだ資糧位・加行位などにおいて、聞熏習によ

って本有の無漏種子が増長される。無漏法が起こるのは、本有の無漏種子をその因とする。しかしそれに加えて、見道に入って、本有無漏種子によって無漏法の起こるときには、本有ではない新熏の無漏種子をも熏成する、としている。本有の無漏種子に加えて、新熏の無漏種子が生ずるとする合生説の立場である。

『成論』は種姓の差別について次のように述べる。

若シ全ク無ニキ無漏ノ種一ノ者ノ彼ノ二障ノ種ヲ永ニ不レルヲバ可レラ害ス。即チ立テテ彼ヲ爲ニス非涅槃法一ト。若シ唯ダ有ニルニ乗ノ無漏種一ノミ者ノ彼ノ所知障ノ種ヲ永ニ不レル可レラ害ス一分ヲ立テテ爲ニシ聲聞種姓一ト一分ヲ立テテ爲ニス獨覺種姓一ト。若シ亦タ有ニル佛ノ無漏種一者ノ彼ノ二障ノ種ヲ俱ニ可ニキヲ永ニ害一ス即チ立テテ彼ヲ爲ニス如來種姓一ト。故ニ由ニテ無漏種子ノ有無一ナルニ障ニ有ニリ可斷・不可斷ノ義一。（大正三一・九上）

無漏種子をもたない者であって、煩悩障と所知障（二障）を永遠に断じることのできない者を、非涅槃法の者とする。二乗の無漏種子のみをもつ者であって、煩悩障は断じうるが所知障を永遠に断じることのない者のうち、一つを声聞種姓とし、一つを独覚種姓とする。また、仏の無漏種子をもつ者であって、二障を永遠に断ずる者を如来種姓とする、という。

まず、無漏種子がない者を非涅槃法とし、二乗の無漏種子のみをもつ者は、声聞種姓かあるいは独覚種姓であるとし、仏の無漏種子をもつ者を如来種姓と位置付ける。無漏種子をもたない者は、二障を断じることはない。無漏種子の有無とその優劣によって五姓を立てる教義である。

ここまでの議論の総括として、『成論』は「此に由って応に知るべし、諸法の種子は各々本有と始起との二の類有りということを」（大正三一・九中）と、新旧合生説を結ぶ。

『成論』巻二における無種姓の議論を、護月・難陀・護法の教説の順に概観した。それにより護月の唯本有説と護法の合生説では、種姓の差別は法爾の無漏種子によって左右されると説かれており、難陀・勝軍の唯新熏説では、種姓の差別は二障の断・不断によると説かれている。

基弁の五姓各別に対する思想は、難陀・勝軍の新熏説に近い部分を持っている。

〔『成唯識論述記』の検討〕

『成唯識論述記』巻第二において、慈恩大師は次のように説いて、護法の教義を敷衍する。

種ニエシ解脱分ノ善根一ヲ已去ハ。聞ニク正法一ヲ時、由三テ現行ノ有漏・及ビ自ノ因縁ニ所レレシ熏セ有漏ノ種ヲ爲ニスニ増上縁一ト。令三ム其ノ本有ノ無漏種子ヲ亦タ得ニセ増長・展轉・増勝一スルコトヲ。即チ以ニテ所増ノ無漏ノ勝種一ヲ。後時ニ正シク生ニズ出世之心一ヲ。（大正四三・三〇八中）

解脱分の善根を種えた以降において正法を聞くとき、現行の有漏および自らの因縁によって熏習される有漏種子を増上縁として、本有の無漏種子もまた増長・展転・増勝される。そしてこの増勝された無漏のすぐれた種子によって、後時に出世心を生じる。

有漏種子は本有・新熏の双方に通じる。無漏種子についても次のように示される。

入ニリ見道一ニ已レバ。別ニ熏ニ生ス種一ヲ。無漏ヲ行ジルガ故ナリ。地前ハ但ダ令ニム菑ノ種ヲ増長一セ。有漏ノ現行スル勢力弱キ故ニ。不三別ニ能ク令ニメ無漏ノ種ヲ起一サ。此ノ中但ダ言下フガ由ニテ聞熏習一ニ令中メルト本有ノ種ヲ漸ニ増盛上セ故ナリ。（大正四三・三〇九上）

初地以前は、ただ本有の無漏種子を増長させるのみで、新しい無漏種子を現行させることはない。しかし見道にはいると、本有無漏種子が無漏法を現行するから、新熏の無漏種子が生まれる。「別ニ熏ニ生ス種一ヲ」という中の「種」は新熏の無漏種子を指している。ここに本有・新熏の無漏種子がそろうことになる。『述記』の主張は、無漏種子は基本的には本有であるが、見道以降は新熏も存在するという新旧合生説の立場である⑤。

むすび

五姓各別説の系譜を、インド・中国の唯識教学史の観点からながめてきた。この流れの中で基弁の思想はどのように位置づけられるであろうか。次の二点から考察してみよう。

まず第一に、有種姓も無種姓も有漏と無漏の種子を先天的に持っている、という基弁の主張について考える。インドの初期唯識教学においても、中国で確立された正統・伝統教学においても、無漏種子は

「有種姓」のみが持つものであり、無種姓には無漏種子はない、と主張されている。

ただ、『瑜伽論』の真如所縁縁種子や『摂論』の聞熏習は、無漏種子と異なる意味あいを持っていて、すべての有情に開悟の機会を認める含意がある。少なくともそのように解釈しうる余地を残している。すなわち『瑜伽論』は、法界に遍満する真如を学び、真如を所縁縁とすることによって、あらゆる有情に開悟の機会のあることを否定していない。また『摂論』は、法界より等流する清浄な正法を聞熏習することにより、あらゆる有情が開悟しうることを排除するものではない。さらに『成論』の唯新熏説もこのグループに入れることができるであろう。このように論書の趣旨をいくぶん広く解釈するとき、『瑜伽論』『摂論』『難陀等の唯新熏説には、基弁の主張に通じる思想を認めることができる。

第二に、有漏種子が無漏種子に転換しうるという基弁の主張について考える。この点に関しては、基弁以外の唯識論書に類似の思想を認めることはできなかった。これは基弁独自の思想であり、伝統教学から異端視される原因の一つになっている。

基弁は五姓各別を基本的に認めながら、無性有情を済度する道を探した。その結果、『瑜伽論』に依拠しながら独自の成仏論を展開した。近年その教義は常盤大定氏や山崎慶輝氏によって取りあげられているが、全般に高い評価が与えられているとはいえない[6]。小論においては、基弁の種姓改転の思想を次のように評価したい。

（一）無性有情を唯識教義の枠組みのなかで、論理的に済度しようとする基弁の着眼は、一乗思想に対抗しようとする唯識の試みとして、その意義を認めることができる。

（二）種姓改転の理論については、『瑜伽論』の真如所縁縁種子や『摂論』の聞熏習の中に、一部類似する思想を見いだしうる。

（三）しかし全体的には、基弁の主張は一つの試論であって、教義として充分に成熟しているとはいえない。

【二〇〇五年一月三〇日脱稿】

【付記】
本稿は二〇〇三年度の龍谷大学大学院仏教学演習において、淺田正博教授の御指導のもと、二條歓子氏（修士課程）・久保田千城氏（修士課程修了）・大谷由香氏（博士課程）と筆者との計4名で行った共同研究「大同房基弁の研究」

の成果の一部である。本稿の発表にあたって、この場を借り、淺田先生及び共同研究者に感謝の意を表したい。

① たとえば『瑜伽論』菩薩地・巻三五は次のようにいう。

若シ無ニキ種姓一補特伽羅ハ。雖レモ有ニリト一切・一切・一切ノ種一。當レシ知ル決定シテ不レト證ニセ菩提一ヲ。（大正三〇・四八〇中）

② 『成唯識論』では、有漏と無漏の相互転換は厳しく破斥されている。たとえば、

有漏ヲ不レ應レラ爲ニス無漏ノ種一ト。勿三キガ無漏ノ種ハ生ニズルコト有漏一ヲ故ニ。許サバ應ニシ諸佛ニ有漏復タ生一ズ。善等ヲ應レシ爲ニス不善等ノ種一ト。（大正三一・八下）

③ 所縁縁とは心・心所のために所取の境となるものをいう。

④ 一闡提はicchantikaの音写であって、原語の意味は「欲求するもの」ということであるが、「断善根」「信不具足」などと漢訳されることが多い。

⑤ 西芳純「唯識説における無漏種子論攷」仏教学研究・四三、一九八七、一九〇頁

⑥ 常盤大定『仏性の研究』国書刊行会・一九七二・四四五～四七九頁、山崎慶輝「日本唯識の一乗化」仏教学研究・二二・一九六六・一～二四頁、山崎慶輝「近世の唯識教学（一）――基弁の『大乗五種姓玄論』を中心として――」龍谷大学論集398・一九七二・一四～四一頁